

【後期高齢者医療】

被保険者証の更新について

現在お持ちの被保険者証の有効期限は**令和元年7月31日**です。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	
交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
発効期日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	岡山県後期高齢者医療広域連合

見本

○被保険者証の更新

新しい後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）は、**7月下旬に送付いたします**。8月以降に医療機関などで受診される際には、必ず新しい被保険者証を窓口に提示してください。

○一部負担金の割合の見直し

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。所得区分は前年の所得によるため、割合が変更になる場合があります。

【一部負担金の割合】

現 役 並 み 所 得 者 … 3割
一般・低所得者Ⅱ・低所得者Ⅰ … 1割

※新しい被保険者証は**青色**です。

【所得区分】

現 役 並 み 所 得 者	住民税の課税所得（各種控除後）が145万円以上の被保険者及び同世帯の被保険者※。ただし、次の要件に該当する場合には、申請により1割負担となります。 ・世帯内の被保険者が1人であり、収入額が383万円未満 ・世帯内の被保険者が2人以上であり、収入額の合計が520万円未満 ・世帯内の被保険者が1人で、世帯内の70歳以上75歳未満の人も含めた収入額の合計が520万円未満 ※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者については、旧ただし書き所得（総所得から基礎控除33万円を差し引いた額）の合計が210万円以下の場合には1割負担となります。
一 般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人
低 所 得 者 Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）
低 所 得 者 Ⅰ	・世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得（年金の所得控除額は80万円として計算）が0円となる人 ・世帯の全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 後期高齢者医療係 担当：赤木 電話(0868)54-2986
岡山県後期高齢者医療広域連合 電話(086)245-0090